
大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成27年12月

大 阪 市

= 目 次 =

はじめに	2
第1章 計画の目的と基本方針等	3
1 目的	3
2 基本方針	3
3 計画期間	3
4 計画の対象	3
5 他の計画との関係	3
第2章 PCB廃棄物の現状と処分見込量	4
1 保管の状況	4
2 使用の状況	5
3 処分見込量	6
第3章 PCB廃棄物処理体制の確保	7
1 高濃度PCB廃棄物の処理体制	7
2 低濃度PCB廃棄物の処理体制	8
第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進	8
1 行政の役割	8
(1) PCB廃棄物の掘り起こし	8
(2) PCB廃棄物処理までの間の適正保管及び早期処理の指導	8
(3) PCB廃棄物の収集運搬体制の確保	9
(4) 住民及び事業者の理解を深めるための方策	9
2 PCB廃棄物を保管している事業者等及び処理事業者の役割	9
(1) 保管事業者の役割	9
(2) 収集運搬業者の役割	10
(3) 処分業者等の役割	10
3 JESCO大阪PCB処理事業所におけるPCB廃棄物の適正処理の推進	11
(1) 処理施設の安全性の確保	11
(2) 処理施設的环境監視	11
(3) 収集運搬の体制	11
(4) 情報の公開	12
(5) 関係地方公共団体との連携	12
4 関係者における連携・協力	12

はじめに

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、電気絶縁性に優れ、不燃性で燃えにくく、化学的に安定であるなどの性質を有する物質であることから、トランスやコンデンサといった電気機器の絶縁油、熱媒体、感圧複写紙など、幅広い用途に使用された。

しかし、昭和43年、熱媒体として使用されたPCBが製造過程で食用油に混入し、その食用油を摂取した人々に健康被害を発生させたカネミ油症事件を契機に、PCBの有害性が社会問題となった。昭和47年には通商産業省（当時）の指導で製造が中止となり、昭和49年には「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律」（以下「化審法」という。）の施行により、その製造・輸入・使用が事実上禁止となったが、その後、30年以上経過してもPCB廃棄物の処理体制は整わず、保管事業者のもとで長期にわたる保管が継続する中で、管理の不徹底や事業場の閉鎖などによるPCB廃棄物の紛失が続いたため、環境汚染の進行が懸念されるようになった。

このような状況の中、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特別措置法」という。）が制定され、届出や保管事業者の責務をはじめPCB廃棄物の処理期限を平成28年7月とすることが定められた。PCB特別措置法の規定に基づき、国は平成15年4月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「処理基本計画」という。）を、市は平成17年3月に「大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（以下「大阪市PCB廃棄物処理計画」という。）を策定し、市は市域のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理に取り組んでいる。また、環境事業団（現 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。））に事業を承継）の拠点的な広域処理施設の整備により進められた平成16年の北九州事業に続き、豊田事業（平成17年）、東京事業（平成17年）、大阪事業（平成18年）、北海道事業（平成20年）で化学処理方式によるPCB廃棄物（蛍光灯安定器など一部のPCB廃棄物を除く。）の処理が開始されたが、世界でも類を見ない処理方式であったことから、作業者に係る安全対策や処理開始後に明らかとなった課題への対応を余儀なくされ、その結果処理に遅れが生じ、期限内に処理事業を完了することが難しい状況となった。

平成23年10月に国は「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」を設置し、施行から10年が経過したPCB特別措置法や今後の処理体制について見直しが行われ、平成24年12月にPCB特別措置法施行令の改正が行われ、PCB廃棄物の処理期限が平成39年3月に延長された。

また、JESCOでの処理効率を向上させ、全国的な視野で早期適正処理を図るために、平成26年6月に国の処理基本計画が変更され、JESCOの事業対象地域を越えてPCB廃棄物の処理を行うことなどが新たに追加された。なお、この際、拠点的広域処理施設が立地する地方公共団体に対して、国から検討要請が行われ、立地する地元市や住民等の多大なる理解・協力のもとに要請の受入れが行われた。

その変更内容を反映するため、PCB特別措置法第7条に基づき大阪市PCB廃棄物処理計画を変更することとした。

第1章 計画の目的と基本方針等

1 目的

この計画は、PCB特別措置法第7条の規定により、国の処理基本計画に基づき、市内にある全てのPCB廃棄物及びPCB廃棄物処理施設での処理を処理期限までに確実かつ適正に処理できるよう、PCB廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施し、推進を図ることを目的とする。

2 基本方針

PCB廃棄物による環境汚染を防止し、住民の健康保護及び生活環境の保全を図るため、次の事項を基本方針として、PCB廃棄物の適正処理を推進する。

- (1) 全てのPCB廃棄物を種類毎に定められた処理期限までに、確実かつ適正に処理するための取り組みの徹底を図る。なお、処理期限内であってもできる限り早期の処理完了を行うこととする。
- (2) 安全性の確保を最優先に、PCB廃棄物の処理が完了するまでの間、適正保管のための取り組みの徹底を図る。
- (3) 国、関係地方公共団体、保管事業者、処理事業者、JESCO等多くの関係者の連携・協力により円滑な事業の推進を図る。

3 計画期間

この計画は、PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の処理期限である平成39年3月までを計画期間とする。

ただし、高濃度PCB廃棄物については、国の処理基本計画に基づく広域処理に従いJESCOの各PCB処理事業所における処理期間に応じて処理を行う。また、低濃度PCB廃棄物については、PCB特別措置法施行令で定める期限までに処理を行う。なお、PCB特別措置法の届出がされていないPCB廃棄物及び現在使用中のPCBを使用した製品（以下「PCB含有機器」という。）の把握にも努め、全てのPCB廃棄物が、一日でも早く、処理を完了できるよう努力する。

4 計画の対象

この計画は、PCB特別措置法第2条第1項に規定するPCB廃棄物及び現在使用中であるPCB含有機器を対象とする。

5 他の計画との関係

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5に基づき廃棄物の処理の目標を定め、市民、事業者、行政が廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処分に取り組むための規範となる計画として大阪府が策定した「大阪府循環型社会推進計画」（平成24年3月策定）及びPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的、計画的に推進するため、PCB特別措置法第6条に基づき国が策定した処理基本計画（平成26年12月）に則して策定する。

第2章 PCB廃棄物の現状と処分見込量

1 保管の状況

PCB特別措置法では、PCB廃棄物とは「廃PCB及びPCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの」と定義されている。廃PCB及びPCBを含む油の他、PCBを含む絶縁油が封入されているトランス・コンデンサ等の電気機器、感圧複写紙、PCBが染み込んだウエスなどが該当し（図1参照）、これらを保管する事業者は、PCB特別措置法に基づき毎年PCB廃棄物の保管状況等を所管行政庁に届け出ることが義務付けられている。

PCB廃棄物保管量などは、表1のとおりである。

図1 PCB廃棄物の例

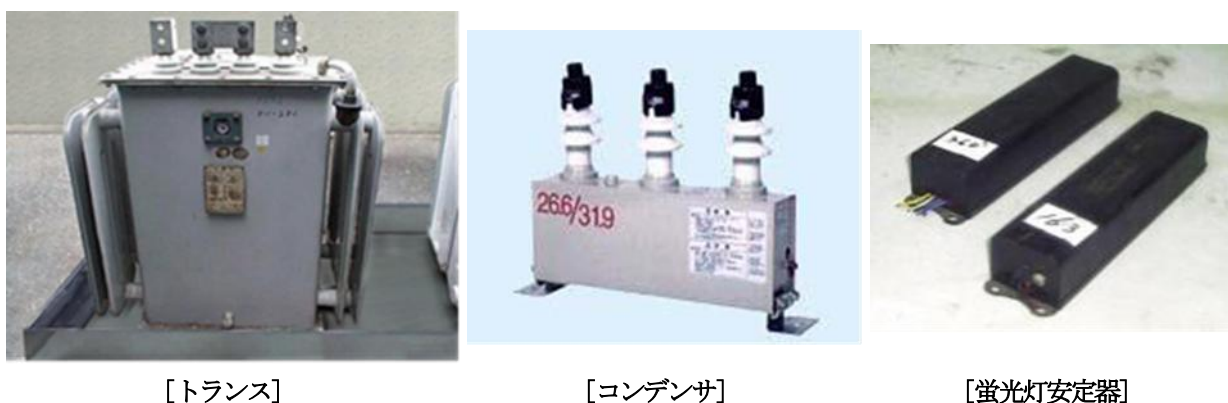


表 1-1 高濃度PCB廃棄物の保管状況（平成26年3月現在）

廃棄物の種類	単位	大阪市	
		事業場数	保管量 ^(注1)
高圧トランス	台	195	747
高圧コンデンサ	台	539	4,482
低圧トランス	台	11	50
低圧コンデンサ	台	116	142,332
柱上トランス	台	5	20
蛍光灯等の安定器	個	472	379,870
廃PCB	kg	12	608.52
PCBを含む廃油	kg	58	79,355.04
感圧複写紙	kg	7	13,410.41
ウエス	kg	45	898.65
汚泥	kg	9	37,008.31
その他の機器等	台	161	3,405

注1) PCB特別措置法第8条に基づく届出から集計したものであり、ドラム缶等の容器を用いる場合等により、台数や重量で計上できないものがある。また、廃PCB及びPCBを含む廃油については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1リットル=1kgとして重量に換算して集計した。

表 1-2 低濃度PCB廃棄物の保管状況 (平成26年3月現在)

廃棄物の種類	単位	大阪市	
		事業場数	保管量 ^(注1)
トランス類 ^(注2)	台	316	1,200
コンデンサ類 ^(注3)	台	126	697
その他機器 ^(注4)	台	123	576
その他 ^(注5)	個	266	891

注1) PCB特別措置法第8条に基づく届出から集計したものであり、ドラム缶等の容器を用いる場合等により、台数や重量で計上できないものがある。

注2) 高圧トランス、低圧トランス及び柱上トランスをいう。

注3) 高圧コンデンサ及び低圧コンデンサをいう。

注4) リアクトル、遮断機、ラジエーター等、トランス類及びコンデンサ類を除く機器をいう。

注5) ウェス、汚泥等、いずれの機器にも属さないものをいう。

2 使用の状況

化審法の規定により、PCBの製造及び新たな使用等が禁止されているが、それ以前から使用されていた電気工作物等については廃止などの規制がなく、現在も使用中のPCB含有機器が存在する。

PCB含有機器使用量等は表2のとおりである。

表 2-1 高濃度PCB含有機器の使用状況 (平成26年3月現在)

廃棄物の種類	単位	大阪市	
		事業場数	使用量 ^(注1)
高圧トランス	台	42	130
高圧コンデンサ	台	76	113
低圧トランス	台	1	1
低圧コンデンサ	台	7	81
柱上トランス	台	0	0
蛍光灯等の安定器	個	38	10,137
廃PCB	kg	0	0
PCBを含む廃油	kg	4	18.41
感圧複写紙	kg	0	0
ウェス	kg	0	0
汚泥	kg	0	0
その他の機器等	台	12	51

注1) PCB特別措置法第8条に基づく届出から集計したものであり、ドラム缶等の容器を用いる場合等により、台数や重量で計上できないものがある。また、廃PCB及びPCBを含む廃油については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1リットル=1kgとして重量に換算して集計した。

表 2-2 低濃度PCB含有機器の使用状況（平成26年3月現在）

廃棄物の種類	単位	大阪市	
		事業場数	使用量 ^(注1)
トランス類 ^(注2)	台	105	10,230
コンデンサ類 ^(注3)	台	7	16
その他機器 ^(注4)	台	34	67
その他 ^(注5)	個	0	0

注1) PCB特別措置法第8条に基づく届出から集計したものであり、ドラム缶等の容器を用いる場合等により、台数や重量で計上できないものがある。

注2) 高圧トランス、低圧トランス及び柱上トランスをいう。なお、柱上トランスには、関西電力（株）全社の概算数量が含まれている。

注3) 高圧コンデンサ及び低圧コンデンサをいう。

注4) リアクトル、遮断機、ラジエーター等、トランス類及びコンデンサ類を除く機器をいう。

注5) ウェス、汚泥等、いずれの機器にも属さないものをいう。

3 処分見込量

PCB特別措置法の処理期限は使用中のPCB含有機器についても適用される。そこで、表1のPCB廃棄物保管量及び表2のPCB使用量を合算した量を、PCB廃棄物処分見込量とし、表3にまとめた。

表 3-1 高濃度PCB廃棄物の処分見込量

廃棄物の種類	単位	大阪市	
		処分見込量 ^(注1)	
高圧トランス	台	877	
高圧コンデンサ	台	4,595	
低圧トランス	台	51	
低圧コンデンサ	台	142,413	
柱上トランス	台	20	
蛍光灯等の安定器	個	390,007	
廃PCB	Kg	608.52	
PCBを含む廃油	Kg	79,373.45	
感圧複写紙	Kg	13,410.41	
ウェス	Kg	898.65	
汚泥	Kg	37,008.31	
その他の機器等	台	3,456	

注1) PCB特別措置法第8条に基づく届出から集計したものであり、ドラム缶等の容器を用いる場合等により、台数や重量で計上できないものがある。また、廃PCB及びPCBを含む廃油については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1リットル=1kgとして重量に換算して集計した。

表 3-2 低濃度PCB廃棄物の処分見込量

廃棄物の種類	単位	大阪市
		処分見込量 ^(注1)
トランス類 ^(注2)	台	11,430
コンデンサ類 ^(注3)	台	713
その他機器 ^(注4)	台	643
その他 ^(注5)	個	891

注1) PCB特別措置法第8条に基づく届出から集計したものであり、ドラム缶等の容器を用いる場合等により、台数や重量で計上できないものがある。

注2) 高圧トランス、低圧トランス及び柱上トランスをいう。なお、柱上トランスには、関西電力(株)全社の概算数量が含まれている。

注3) 高圧コンデンサ及び低圧コンデンサをいう。

注4) リアクトル、遮断機、ラジエーター等、トランス類及びコンデンサ類を除く機器をいう。

注5) ウェス、汚泥等、いずれの機器にも属さないものをいう。

第3章 PCB廃棄物処理体制の確保

1 高濃度PCB廃棄物の処理体制

国内における高濃度PCB廃棄物は、JESCOの処理施設で処理が行われている。市内で保管されているPCB廃棄物の処理については、表4の施設で処理を行うものとする。

なお、国の処理基本計画の変更を受け、近畿2府4県の安定器等・汚染物については北九州PCB処理事業所において、ポリプロピレン等を使用したコンデンサの一部については豊田PCB処理事業所において処理を行うこととなった。また、大阪PCB処理事業所では、計画的処理完了期限を平成34年3月31日までとし、豊田PCB処理事業エリアの新幹線用車載トランスの一部と豊田及び北海道PCB処理事業エリアの特殊コンデンサの一部を処理対象に加えることとなった。

表 4 PCB廃棄物に係る拠点的広域処理施設の整備状況

事業者名	中間貯蔵・環境安全事業(株)		
施設名称	大阪PCB処理事業所	北九州PCB処理事業所 ^{※1}	豊田PCB処理事業所 ^{※2}
所在地	大阪市此花区北港白津	福岡県北九州市若松区響町	愛知県豊田市細谷町
処理対象物	近畿2府4県 高圧コンデンサ・トランス ^{※3} 、 廃PCB等及び小型電気機器 ^{※4} の一部 ※処分見込量 高圧トランス - 約6,792台 高圧コンデンサ - 約37,998台 廃PCB - 約28t PCB油 - 約1,176t (平成25年3月末現在)	北九州事業エリア ^{※a} のほか、 近畿2府4県及び豊田事業エ リア ^{※b} 安定器等・汚染物 ^{※5}	近畿2府4県 ポリプロピレン等を使用 したコンデンサの一部
	豊田事業エリア ^{※b} 車載トランスの一部及び特殊コ ンデンサの一部 ※処分見込量 - 約530台		
	北海道事業エリア ^{※c} 特殊コンデンサの一部 ※処分見込量 - 約300台		

処理方式	脱塩素化分解法 真空加熱分離法	プラズマ溶融分解法	脱塩素化分解法
計画的処理完了期限	平成 34 年 3 月 31 日まで	平成 34 年 3 月 31 日まで	平成 35 年 3 月 31 日まで
事業終了準備期間 ^{※6}	平成 37 年 3 月 31 日まで	平成 36 年 3 月 31 日まで	平成 38 年 3 月 31 日まで

- ※1 安定器等・汚染物の処理に係る事項のみ記載。
- ※2 ポリプロピレン等を使用したコンデンサの一部の処理に係る事項のみ記載。
- ※3 ポリプロピレン等を使用したコンデンサの一部を除く。
- ※4 概ね3キログラム以上のコンデンサ等の小型電気機器。
- ※5 概ね3キログラム未満のコンデンサ等の小型電気機器を含む。
- ※6 本計画策定時に処分見込量に含まれていない廃棄物の処理や、処理が容易でない機器の存在を勘案し、計画的処理完了期限の後に、事業終了準備期間が設けられている。
- ※a 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- ※b 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- ※c 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

2 低濃度PCB廃棄物の処理体制

国内における低濃度PCB廃棄物は、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物の処分業の許可施設及び無害化処理認定施設を活用して、処理が行われている。これらの施設については、環境省のホームページにおいて公開されている。(28施設 平成27年9月10日現在)

なお、関西電力(株)は市内に自社処理施設を整備し、極く微量のPCBが非意図的に混入した柱上変圧器の絶縁油及び変圧器ケースの処理を行ってきたが、平成27年7月に処理を終了している。

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

1 行政の役割

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理が推進されるよう、次の施策を実施する。

(1) PCB廃棄物の掘り起こし

PCB特別措置法第8条の規定に基づく保管状況等の届出や電気事業法電気関係報告規則に基づくPCBを絶縁油に使用する電気工作物の設置の状況に関する報告の情報を、経済産業省地方産業保安監督部と連携して相互に共有するなどして、実態把握するほか、PCB廃棄物の保管事業者及びPCB含有機器の使用事業者と関係のある電気保安関係団体をはじめとした事業者団体等を通じて情報収集に努める。さらに、関係地方公共団体が協力をし、広報紙などを活用して、広くPCB廃棄物の掘り起こしについて、住民や事業者等に周知を図る。

そして、掘り起こしにより判明したPCB廃棄物を含む未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、処理の時期を確認するとともに、計画的処理完了期限までに処理が行われるよう、必要な指導等を行う。

(2) PCB廃棄物処理までの間の適正保管及び早期処理の指導

- ① 保管事業者に対し立入検査等を行い、廃棄物処理法で定める保管基準の遵守やPCB特別措置法第8条の規定に基づく保管状況等の届出の提出を指導する。その届出情報を基に未処理事業者の一覧を作成し、

保管事業者等に対し処理体制や処理期限の周知を行い、PCB含有機器の使用事業者に対してはできるだけ早期の代替品への転換及び安全かつ確実な処理を推進する。

- ② PCB廃棄物の紛失や破損等の事故があった場合は、警察や関係地方公共団体と連携し、保管事業者に対し追跡調査や支障の除去のための応急措置を講ずるよう指導するとともに、必要に応じて環境モニタリングを実施する。
- ③ PCB廃棄物の収集運搬業者に対し、国のPCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（以下「収集・運搬ガイドライン」という。）並びに関係都道府県市が組織する各広域協議会（以下「広域協議会」という。）が定める指導方針の遵守を徹底する。さらに保管事業者及び収集運搬業者に対し、PCB廃棄物の安全かつ効率的な収集運搬が行われるよう指導を行う。
- ④ 建設リサイクル法に基づく解体等の届出時や講習会等の機会を通じて、建設業者及び解体業者等に対しPCB廃棄物の事前点検やPCB廃棄物の譲渡禁止規定などの周知啓発に努める。

(3) PCB廃棄物の収集運搬体制の確保

PCB廃棄物の円滑な処理体制を確保するため、計画的な搬入のための取組について、関係地方公共団体と相互に十分な協議及び調整を行うとともに、可能な限り協力を行う。さらに、JESCOとも十分な連絡調整を行う。

(4) 住民及び事業者の理解を深めるための方策

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するためには、市民及び事業者の理解を得て、その協力のもとに施策を実施することが不可欠である。そこで、PCB廃棄物の性状や処理の安全性確保に関する情報、PCB廃棄物の保管及び処分の状況、JESCOへの処理に係る中小企業者への費用補助制度、並びにPCB廃棄物の計画的な処理に関する情報等をパンフレットやインターネット等の媒体を活用して広く提供する。

2 PCB廃棄物を保管している事業者等及び処理事業者の役割

PCB廃棄物を処理期限内に一日でも早く確実かつ適正処理するため、PCB廃棄物の保管事業者、PCB含有機器の使用事業者、処理事業者は、それぞれ次の役割を果たすことで、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するとともに本計画の遂行に協力するものとする。

(1) 保管事業者の役割

保管事業者は、廃棄物の種類、処理施設、処理完了期限の区分に従って、確実かつ適正にPCB廃棄物を処分する必要がある。また、PCB廃棄物が処理されるまでの間は、PCBの漏えい等による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないように、廃棄物処理法で定める保管基準に従って適正に保管しなければならない。このほか、保管事業者は、次の事項を履行しなければならない。

- ① 保管事業場ごとに、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する。
- ② PCB特別措置法第8条の規定に基づく保管状況等の届出を、毎年度当初に必ず所管行政庁に提出する。

- ③ 処分委託時には、安全面から必要な措置を講ずるとともに、処分業者と十分な調整を行い計画的な処分に努める。なお、処理委託契約の締結前に収集運搬業者及び処分業者の処理状況等を確認する。
- ④ PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、市が実施する施策に協力する。
- ⑤ PCB含有機器の使用事業者にあつては、できるだけ早期にその使用を中止し、処理期限までに一日でも早く確実かつ適正に処分する。

(2) 収集運搬業者の役割

PCBに係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下「収集運搬業者」という。）及び自らPCB廃棄物の収集運搬を行う者は、PCB廃棄物の収集運搬が確実かつ適正に行われるよう、次の事項を履行しなければならない。

- ① 廃棄物処理法で定める特別管理産業廃棄物収集運搬基準、収集・運搬ガイドライン並びに各広域協議会及び関係地方公共団体が定める輸送規制等を遵守する。
- ② 収集運搬時の事故等、緊急時に適切に対応するため、緊急時の措置及び連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアル等を整備するとともに、このマニュアルに基づき作業従事者への教育及び緊急時を想定した模擬訓練等を実施する。
- ③ 市内には少量のPCB廃棄物を保管する事業者が多数存在し、PCB廃棄物の種類も多岐にわたることから、収集運搬業者は、安全かつ効率的に処理施設への搬入が行われるよう、保管事業者及び処分業者と十分な調整を行い、運搬車輛ごとの運行管理を適切に行う。
- ④ PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、関係地方公共団体が実施する施策に協力する。

(3) 処分業者等の役割

処分業者及び自らPCB廃棄物の処分を行う者は、PCB廃棄物の処分が確実かつ適正に行われるよう、次の事項を履行しなければならない。

- ① 処理施設の整備及び稼動に際しては、廃棄物処理法で定める処理施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準を遵守するとともに、同法で定める処分の基準を遵守する。
- ② 安全性の観点から、定期的に処理施設を点検整備する。
- ③ 処分業者は、PCB廃棄物が廃棄物の種類、処理施設、処理完了期限の区分に従って、確実かつ適正に処理ができるよう、受入基準及び受入計画を定め、保管事業者及び収集運搬業者等と十分な調整を行い、計画的な処分を行う。
- ④ PCB廃棄物の搬入及び処分の状況並びに排出モニタリング結果等、PCB廃棄物の処理に関する情報の公開を積極的に行い、PCB廃棄物の処理についての理解と信頼を得るように努める。
- ⑤ 緊急時に適切に対応するため、緊急時の措置及び連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアル等を整備するとともに、このマニュアルに基づき作業従事者への教育及び緊急時を想定した模擬訓練等を実施する。
- ⑥ PCB廃棄物については、保管事業者において長期間の保管が継続してきたことから、破産等により継

統的な保管場所の確保ができなくなったもの及び容器の破損等により生活環境保全上の支障が生ずるおそれのあるものについて、所管行政庁から早急に処理するよう要請があった場合は、速やかに処理できるように協力する。

⑦ PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、所管行政庁が実施する施策に協力する。

3 JESCO大阪PCB処理事業所におけるPCB廃棄物の適正処理の推進

(1) 処理施設の安全性の確保

処理施設の稼働にあたっては、本市の指導事項に十分留意のうえ、安全性と環境保全の確保に万全を期すものとし、操業状況等について、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会に設置した「大阪PCB廃棄物処理事業監視部会（事務局：大阪市）」（以下「監視部会」という。）に報告し、安全性の確認を行うこととする。

市はPCB廃棄物の処理が安全操業のもとで、確実かつ適正に行われていることを確認するため、随時、立入調査を実施する。

(2) 処理施設の環境監視

処理施設の稼働にあたっては、事業実施主体の責任で、適正に処理を行っていることの確認を行わなければならない。このため、施設の稼働に伴うモニタリングについては、JESCOが定めたモニタリング計画に従い、オンラインモニタリング（自動サンプリング、自動分析）により排気中のPCB濃度を常時確認するほか、定期的に公定法による排気中などのPCB濃度等の確認（排出源モニタリング）と施設の稼働に伴う周辺の生活環境への影響の確認（環境モニタリング）を行うものとする。これらの結果については、監視部会に報告し安全性の確認を行う。

なお、市では周辺の生活環境への影響の確認を行うため、大気に係る環境モニタリングを行い監視部会に報告を行う。

(3) 収集運搬の体制

① 効率的な収集運搬

PCB廃棄物の収集運搬においては、計画的な処理を確保するため適正な搬入管理を行うとともに、市民の生活環境への影響を抑制するためにも効率的な収集運搬を行う必要があり、JESCO大阪PCB処理事業所の処理施設へのPCB廃棄物収集運搬車両の台数については、施設の処理能力を勘案して1日あたり延べ15台までとする。

② 運搬経路

PCB廃棄物の収集運搬を安全かつ確実に行うため、その運搬経路を指定することにより運行状況を把握するとともに、居住地域での運行を可能な限り回避する必要がある。このため、処理施設への搬入については、原則として、各保管事業場の最寄りの高速道路入口から阪神高速道路湾岸線を経由する経路を運行するものとする。なお、施設に近い此花区及び福島区の大部分の保管事業場については、阪神高速道路を経由せず一般道を使って搬入を行うものとする。

③運搬車両の運行管理

運搬中の事故等の未然防止を図るとともに、事故時の速やかな対応に資するため、運搬車両の運行状況を把握できるシステムにより運行管理を行わなければならない。

このため、市はJESCOが定める受入基準において、GPS（衛星測位システム）の活用により運搬車両の運行状況を管理するシステムを整備し、運用するようJESCO及び収集運搬業者を指導する。また、当処理施設へPCB廃棄物を搬入するために本市域内を走行する際には伴走車を配置するものとする。

（４）情報の公開

施設内に設置されている「情報公開ルーム」で処理施設の稼働状況、PCB廃棄物の処理実績、運搬車両の運行管理状況、モニタリング調査等の情報を管理するシステムが設けられ、見学者等に公開されている。

また、PCB廃棄物に係る各種情報が同社のホームページ等を通じて発信されている。

市は、これらの確実な実行を指導するとともに、同事業について、監視部会で報告・確認した内容等については、市のホームページで市民等に情報提供を行う。

（５）関係地方公共団体との連携

PCB廃棄物が、計画的処理完了期限内に一日でも早く確実かつ計画的に処理を完了させるために、府県の境界を越えて処理されている状況に鑑み、広域的な視野に立ち、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会に設置した「PCB廃棄物広域処理部会」や各広域協議会と連携して、円滑な処理を図るとともに、拠点的広域処理施設が立地する市として、関係地方公共団体にPCB廃棄物の安全かつ早期の処理等に係る施策に協力を求める。

４ 関係者における連携・協力

PCB廃棄物を保管している事業者、PCB含有機器を使用している事業者、処理事業者、国及び関係地方公共団体は、PCB廃棄物やPCB含有機器を、PCB特別措置法の処理期限内に一日でも早く確実かつ適正に処理が完了するよう連携し、相互に協力する。